

第2回 赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会

1 開催日時 平成29年8月31日(木) 午後1時30分～午後3時40分

2 開催場所 赤穂市役所6階 大会議室

3 出席者

(1) 委員

中村委員、一瀬委員、渡邊委員、赤井委員、金戸委員、近平委員、
水野委員、坂本委員、勝田委員、有吉委員、平岡委員、伊東委員、
松本委員、涌元委員

(2) 事務局

健康福祉部長：西田部長

社会福祉課：松本課長、社会福祉課いきがい福祉係：寺下係長

保健センター：日笠課長

地域包括支援センター：山本所長、地域包括支援センター：三上係長

医療介護課：松下課長、介護保険係：木村係長、榎事務員

(3) 支援事業者

(株)サーベイリサーチセンター 片山

4 協議事項

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の結果について

(2) 高齢者保健福祉サービスの現状と課題について

(3) 第7期計画(骨子案)について

5 議事録

1. 開会

2. 開会あいさつ

事務局

定刻になりましたので、始めさせていただきます。本日は皆さまには大変お忙しいところ、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。ただいまから第2回赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会を開催いたします。

はじめに資料を確認させていただきます。事前に配布してありまし

た策定委員会資料の確認をお願いします。

(資料確認)

事務局 委員長、議事進行をお願いします。

委員長 座ったまま失礼します。本日の会議ですが、お手元の会議次第がありますが、そちらに沿って進めたいと思います。

それでは、まず次第の3. 委員の交代について事務局より説明をお願いします。

3. 委員の交代

委員長 それでは自己紹介をお願いしたいと思います。

委員 先ほど説明いただきましたように前任の事務局長が7月末で退職されたことに伴い、8月1日付けで社会福祉協議会の事務局長に就任しました。至らぬ点が多いですが、しっかり頑張りますのでよろしくをお願いします。

委員長 では、続きまして委員の出席状況について事務局から改めてご報告をお願いします。

事務局 本日の委員の出席状況は委員16名中、13名で、委員の過半数を超える出席をいただいておりますのでご報告いたします。

委員長 事務局の報告の通り過半数以上の委員のご出席をいただいておりますので、本日の会議が成立していることを宣言いたします。

それではこれから協議事項に入ります。円滑な議事進行への協力をよろしくお願いします。初めに本委員会は会議運営要領第4条の規定により、会議を原則公開することといたしております。こちらの件について事務局からよろしいでしょうか。

事務局 本日の傍聴者は1名です。それでは入場いただきたいと思います。

委員長 それでは会議を進めさせていただきます。では、次第をご覧ください。

さい。次第4協議事項の（1）の前に事務局より発言を求められていますので、事務局よりお願いします。

事務局

第1回の策定委員会において2点、委員さまからご質問をうけまわりました。当日、お答えができなかったことに関してこの場を借りてご報告させていただけたらと思います。まず介護医療院について、詳細がどのようなかたちになるのかということでご質問をいただきました。介護医療院の詳細については、厚生労働省の社会保障審議会介護給付費分科会において審議が行われることとなっておりますが、現時点でも厚生労働省からの情報の公開がまだないということで、前回、第1回の策定委員会時と状況が変わっていないということになります。ですから、また厚生労働省のほうから詳細な情報が公開され次第、委員会のほうに報告させていただくこととさせていただけたらと思います。

もう一点、福祉人材確保に関する市計画への位置付けについてどのような考え方で計画を策定していくかという点になります。こちらのほうですが、基本指針のほうの第1、サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項の5番、地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上という欄で、国のほうからの指針が示されています。

この中では福祉人材確保に関して、施設で働く方と地域の担い手、こちらは生活支援に関するようなボランティアの方に注目している所ではありますが、施設で働く人材確保については都道府県の計画で位置付けること。そして地域での生活支援等の担い手の確保に関しては市町村の計画で位置付けると記載されています。

このことを鑑みて、本市としても基本指針に則り、計画への位置付けをそれぞれ検討していくということで、地域での生活支援等の担い手のボランティアの確保の部分、こちらのほうをどのように計画に盛り込んでいくかを今後検討させていただけたらと考えているところです。以上です。

委員長

先ほどの説明は前回の会議の時にいくつかの質問が出て、それに対する回答ということになっています。今の説明について、何か質問等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。他になければ次第に戻りまして、協議事項にある内容を進めていきたいと思えます。次第のほうをご覧いただければと思います。タイトル

が第2回赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会と長くなっていますが、これも平たくいえば、計画についての検討をしているということです。計画ですので、当然、計画というのは現状の問題点を確認するという作業が必要になります。何かを計画するという時はその計画のテーマになっていることに対しての現状はどうなんだということ。これがまず必要になり、現状が分かったから今度は目標として、その前に理念ですが、こういう理念があるからこういう目標を立てましょうと。その目標を実現するためにはこういうことをやりましょうというようなことになり、そういうことを検討するのがこの場になっていると。その全体の計画を検討する中の全体の中で、今日は協議事項を見ていただきますと（1）と（2）は現状について、赤穂市の現状についてのニーズ調査であるとか、サービスの状況であるというところの報告があり、そのことの情報の共有を行うということが今日の会議の前半の位置付けになっているかと思います。

続いて、（3）第7期計画(骨子案)について、赤穂市はそういう状況であるということ踏まえて、ではこれが本題になるわけです。どういう計画を立てていくか、どういう目標で、どういうことをやったらいいんだということを計画するわけですが、今日はこの計画についてのおくまで骨子案ということをお示しして、具体的な内容については次回以降検討するというような位置付けの中、会議のほうをもちたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

その他質問がなければ、次第に戻り、協議事項にある内容について進めていきたいと思います。次第をご覧ください。

それではまず（1）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査結果について事務局の説明をお願いします。

4. 協議事項

事務局

（1）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の結果について

支援事業者

アンケート調査の支援ということで、今回、調査結果のまとめをさせていただきますので、私のほうから介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果と在宅介護実態調査の2種類のアンケートの調査報告をさせていただきます。

まず資料1で介護予防・日常生活圏域ニーズ調査ということで、

調査票のタイトルとしては高齢者の生活に関するアンケートというタイトルで調査票を配布しています。報告書は分厚くなっていますので、概要のほうで説明をさせていただければと考えています。

まず資料1の1ページに調査概要を記載しています。まず本調査の目的、調査の実施要領ということで記載しています。今回、平成28年度のアンケート調査です。昨年度になりますが、平成29年度1月10日から1月24日までの調査期間を設けました。対象としては65歳以上の方、要介護1から5の要介護認定者を除く2,500名の方を無作為抽出しました。この対象者については前回平成26年度に実施した内容と合わせており、対象者数のボリュームをアップしたかたちです。

調査方法については郵送配布、郵送回収ということで、郵送調査を実施しました。回収数は1,955件ということで回収率78.2パーセント。他市と比べても極めて高い回収率ということでご協力いただいたかたちになっています。

調査内容については3番の家族や生活の状況について、ということで、家族の構成を聞かせていただいています。一人暮らし高齢者、夫婦二人暮らしの高齢者の割合が高いと。62.3パーセントということで、独居世帯よりも高齢者のみの世帯が多くなっています。

また、介護・介助の必要性ということで、こちらは要介護認定を受けられていない方が中心になっていますので、約8割の方が介護・介助は必要ないというご回答です。

また、介護・介助が必要になった主な原因としては、高齢による衰弱であるとか、骨折、転倒、心臓病といったことが多くなっています。また、主な介護者は配偶者が33.5パーセント、3分の1程度ともっとも多くなっています。次いで、自分の娘という割合も3割を超えています。

また経済状況を聞かせていただきましたが、こちらのほうは「苦しい」と「やや苦しい」を合わせた数字がおおよそ3割というかたちになっています。また、赤穂市の特徴である住まいの状況の中で持ち家率が非常に高い。1戸建てにお住まいの方が約9割ということで、高くなっています。

この辺り、3番の状況考察ということで、少しポイントを整理させていただいています。高齢者のみの世帯や高齢者が高齢者を介護する、いわゆる老老介護の世帯、経済状況が苦しい世帯といったところが多く見受けられるということです。そのため家族の力だけでなく、

介護を続けることが困難となっている状況がうかがえるといったところをポイントとして挙げています。今後、地域での支えを含めた見守りや日常生活の支援がより一層、重要になるということを考察として記載しました。

また、4番目の運動・外出について、ということで、運動リスク、転倒リスクについて聞かせていただきました。こちらの内容については省略させていただき、状況考察をご覧くださいと、高齢者の転倒に対する不安が高まっている状況がうかがえるというところでは、運動機能の低下リスク、転倒リスクに該当する高齢者については、転倒により骨折しやすく、要介護状態となりやすい状況にあると考えられます。しかし、このような高齢者でもいすからの立ち上がりや15分程度の歩行など、ある程度の運動能力は保たれているケースも多く、転倒予防の取組み等で介護予防に繋がるということの取組みが重要であるという考察を記載しています。

(2) 外出の状況ですが、外出の頻度等を聞かせていただいています。この辺りも内容は割愛しまして、状況考察をご覧ください。加齢と共に外出の回数といえますか、頻度が低くなっているという状況がうかがえます。閉じこもりがちとなる高齢者が多くなっているという状況です。外出の際の移動手段としては、自動車、自分で運転するという回答が5割以上ということが多くなっています。高齢者でも自分で運転されるケースが多いという結果です。また、外出を控える方の理由としては、交通手段がないという回答が比較的多くあります。加齢に伴って自分で運転をしなくなった、あるいはできなくなった高齢者の方が外出しにくい状況がうかがえるということでまとめています。

また5. 口腔・栄養について、ということで、口腔機能のところと栄養状態について聞かせていただいています。まず(1) 口腔についてというところの状況考察ですが、こちらのほうでは口腔機能の低下リスクの該当者が加齢と共に増加している状況がうかがえます。その理由の一つとしてかみ合わせの問題であるとか、入れ歯の利用といったものが背景にあるというふうにアンケート調査の結果から推察されました。

また(2) 栄養状況については、いわゆるBMIを判定し、やせ、標準、肥満といった割合の中で判定リスクを出しました。状況考察ですが、体重が適切な範囲にない高齢者の方が3割近くとなっています。特に「やせ」「肥満」が多くなっています。一部の高齢者

において、健康的な食生活への意識が低くなっている可能性があります。特に一人暮らしの高齢者の方は孤食となりがちであるといったところで、食事の回数であるとか、内容について関心が低くなっているのではという懸念がうかがえるということで考察を入れました。

6. 日常生活について、いわゆるADL、日常生活動作についてですが、(1)物忘れの状況、これがいわゆる認知症をはかるリスクということになりますが、状況考察をご覧いただきますと、認知機能の低下リスクに約半数の高齢者が該当している状況です。今後は一人暮らし高齢者や後期高齢者の増加が見込まれることから、認知機能の低下した高齢者が地域で安心して暮らせるようにサポート体制を充実していく必要性、取組みが重要であるというふうに考察を入れました。

また、(2) IADLの状況を入れました。ADL、日常生活動作に加えてIというのはインストルメンタルという意味で、手段的な、例えば、お金の管理であるとか交通機関、手段を使って活動するといった高次の日常生活が可能な状態というかたちになりますが、こちらのほうアンケートの結果、状況考察を入れさせていただいています。より高次の日常生活動作については、できるけれどもしていないという回答をしている高齢者の割合が多くみられました。食事の準備など、自分でやろうと思えばやることができても、配偶者は同居の家族に任せられた状態となっている高齢者が多くいる可能性があります。こういったところがいわゆる介護予防といえますか、そういったところに必要性が生まれてくるかなというところもありますので、要介護にならないような状態を長く維持するために、こういったところの注意、取組みも必要ではないかというところではあります。

(3) 社会との関わりというところで、知的な能動性といったところ、いわゆる本や雑誌に対する関心度や社会的な役割といったところで友人の家を訪ねている方、社会的な機能といえますか、役割のほうをアンケート調査で考察した結果です。

状況考察では、知的な好奇心全般については加齢と共に低下しがちであると。しかし健康に関する関心は比較的高く保たれている状況です。健康を維持したいという高齢者の意識が高いためと考えられます。また、他人と関わることへの関心も低下している様子がうかがえます。

(4) 生活機能全般についてということで、生活機能を聞かせていただきました。状況考察については対象者の中の要支援1、2の方については虚弱のリスクに該当する高齢者が多くなっています。要介

護状態にならないように、重度化しないようにということで、介護予防の取組みが重要だと考えられます。

(5) 趣味・生きがいについて、状況考察ですが、多くの高齢者が趣味や生きがいをもっていると、アンケートの結果で回答いただいています。趣味と生きがいとは関連性がみられ、高齢者が趣味の活動に参加したり、生きがいをもって生活することができるよう支援することが重要であるというふうに考察を入れています。

また、7. 社会参加について聞いています。(1) 地域との関わりの状況、いわゆる町内会や自治会への参加状況、それから趣味、スポーツと申しますか、そういったところの参加状況、頻度を聞いています。

状況考察ですが、こちらのほうでは町内会や自治会など身近な地域での活動は多くの方が共通して参加しやすい活動といえます。実際に自治会、町内会の参加の割合が一番多かったというところです。

また趣味やスポーツ関係などより広域での活動に参加している高齢者も多く、高齢者が多様な地域活動に参加している様子がうかがえるところです。啓発活動などにより、このような活動への参加率をアップさせるための取組みが重要であると考えられるというところです。

また、(2) では周囲とのたすけあいの状況ということで、隣近所、周囲との関係性であるとか、友人、知人以外の相談相手、それから友人、知人との関係といったところをアンケートの項目で聞かせていただきました。

状況考察ですが、配偶者や友人などとたすけあいの関係を築いている高齢者が多くなっていることがうかがえます。一方でたすけあいの関係の希薄な高齢者も少なからずおられますので、つながりや助け合うことの重要性を啓発したり、地域でのたすけあいを促すなどの取組みが重要であると考えられます。

8. 健康・介護予防についてということです。(1) 健康状態について、というところで。健康状態がよいか悪いか、主観的な健康感と、それから先進的な健康感ということで、幸せと申しますか、幸福度を聞いています。また高血圧等の既往症、病気の状態も聞いています。

状況考察のところですが、健康状態がよいと回答された方の割合は約4人に3人、75.3パーセントでした。それに比較して幸せと感じている人の割合、57.4パーセントということで、これを多い

と捉えるか、少ないと捉えるかという考え方がありますが、健康感よりもやや低くなっていると、少なくなっていると記載しています。

身体面の健康だけでなく、精神面での健康についても幸せと感じている高齢者が増えることが今後一層課題であると考えられるというところを記載しています。

(2) では、飲酒・喫煙を聞いています。状況考察のほうで喫煙は健康全般への悪影響が懸念されることから、吸っていたがやめたという人が多かった。たばこを毎日吸っている人は比較的少なくなっている傾向がうかがえるということを記載しました。

9番目の項目、ここからがいわゆる赤穂市さんの独自項目ということで、その他の項目です。先ほどの8番目の項目までは、いわゆる国のモデル調査票に基づいたかたちで健康のリスク状態のほうを聞かせていただいたところです。9番目から市の施策に必要な部分ということで、その他項目を入れています。

まず(1) 在宅生活の継続に必要なサービスというところで、「安否確認」が最も多くなっていて、「災害時の避難の手助け」が23.0パーセント、「買い物の支援」が21.7パーセントということで、災害対応、買い物支援といったところの割合が高くなっています。

介護を受ける場合の希望というところで、介護を受けるような状態になった時にどこで生活したいか、暮らしたいかというところで。ここではやはり自宅で介護を受けたいという方、持ち家率が高い赤穂市さんの特徴かと思いますが、自宅希望の方が約5割ということで、最も多くなっています。

(3) 高齢者が暮らしやすいまちづくりというところで、施策についての関心、どういった項目が関心が高いかを聞いています。最も多かったのが身近で受けることができる福祉や介護サービスを充実するといった場合で、こちらが66パーセントということで極めて高い回答となっています。次いで地域のたすけあい活動や見守り活動を充実すると。見守り、たすけあいの活動が38.0パーセントとなっています。また、福祉や介護サービスなどの相談窓口、情報提供を充実する、相談支援体制を充実するといった割合が32.0パーセント、約3割といったところで、この3つが多かったという状況があります。この中で状況考察ですが、約半数の高齢者が自宅での介護を希望されています。在宅生活の継続に必要なサービスが充実し、高齢者が暮らしやすいまちづくりが進めば、このような在宅での介護を希望する高齢者がさらに増えてくる可能性があります。

買い物などの日常生活支援、災害時の対応、地域でのたすけあい活動の推進などが今後の課題であると考えられるということで考察を記載いたしました。

まず資料1の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果については以上です。

引き続き、資料2の在宅介護実態調査概要について説明をいたします。

今回、在宅介護実態調査については新しい調査ということで、国のほうでリニューアルされたモデル調査票がございます。今回、そのモデル調査票を使ってアンケートを実施いたしました。調査の概要については、1ページのところの調査の概要のほうでご説明をしており、今回の調査対象については赤穂市でお住まいの要支援、要介護認定を受けられている方のうち、要支援、要介護認定の更新申請、区分変更申請を行って調査期間中に認定調査を受けられた方ということで、認定調査と合わせて在宅介護実態調査の協力を得られたということです。

項目については、国のモデル調査票に合わせたかたちでA票、B票というものがありますが、のちほどまた説明をさせていただきます。調査方法については、先ほど申しあげましたように、認定調査員の方による聞き取り調査というかたちになっています。アンケートの有効な回収数ですが、577名の方。調査機関については、認定調査機関ということで、平成29年3月15日から29年7月31日までというかたちになっています。

集計結果のところですが、こちらのほうも概要の単純集計結果でご報告させていただきたいと思えます。

先ほどA票と申しあげましたが、A票については、介護認定を受けられているご本人の方に向けてのアンケート調査というかたちになっています。世帯類型、家族構成ですが、こちらのほうでは単身世帯、一人暮らしの方、それから夫婦のみ世帯の割合、これを足すと54.8パーセントということで、5割を超えてやはりここも多くなっています。

また、(2)では主な介護者の属性ということで、介護者の方は誰かという質問です。子どもと回答された方の割合が48.8パーセントということで、最も多くなっています。次いで配偶者は24.0パーセントとなっています。性別では、やはり女性の方が7割を超えて多くなっています、娘と妻といった割合が多くなっています。

年齢は50代の割合が33.1パーセントと多くなっており、ま

た80歳以上も老老介護というかたちになりますが、配偶者の方、18.5パーセントということで多くなっています。

(3)では、主な介護者がおこなっている介護ということで、その他の家事、いわゆる掃除、洗濯、買い物といった家事援助が76.1パーセントと多くなっています。

(4)介護のための離職の有無についてです。介護離職ゼロ運動ということで、国のほうで今回要介護の家族支援というところの項目があり、それに対応した調査項目となっています。介護するために介護者の方が離職された割合というかたちになりますが、介護のために仕事を辞めた家族、家族はいないと回答された方が66.4パーセント、それから主な介護者が仕事を辞めたという割合が5パーセントとなっています。

(5)保険外の支援、サービスの利用状況ということで、介護保険以外のサービスの状況です。利用していない割合が50.4パーセント、また約半数の方は利用されているというところです。利用者の中で最も多いサービスについては、移送サービス、介護福祉タクシー等の割合が11.6パーセントということで、最も多くなっています。

(6)在宅生活の継続のために充実が必要な支援、サービスということで、こちらについては特にないというご回答がパーセントという回答でした。約7割の方が在宅生活継続のための支援、サービスの充実が必要であると回答されています。

また最もニーズが高かった、現状では利用していないけれども、今後の利用意向ということで、ニーズを聞かせていただいています。ニーズの高いサービスについては、移送サービスが最も高く、25.6パーセント、それから外出同行、通院、買い物等の同行が24.4パーセントと多くなっています。

(7)施設等の検討状況ということで、施設に入居することを検討しているかどうかを聞かせていただいています。検討していないという割合が69.8パーセント、約7割ということで多くなっています。次いで、検討中という割合も約2割、17.3パーセントとなっています。

(8)本人が抱えている傷病ということで、眼科、耳鼻科疾患が約3割ということで多くなっています。またこの中で認知症の割合については22.0パーセントとなっています。

(9)訪問診療の利用の有無について、訪問の診療を受けられているかといった割合ですが、利用されている方が11.6パーセント。

利用していない割合が82.8パーセントとなっています。

(10) 介護保険サービスの利用の有無、利用状況ですが、現在利用されている方の割合が約5割、利用していない方が45.0パーセントとなっています。無回答がございますので、少し差があります。

ここまでがA票ということで、在宅介護実態調査の中でご本人が回答していただく調査の項目になっています。

続きましてB票ですが、こちらのほうでは主な介護者の方がご回答いただく内容になっています。家族介護者向けのアンケート調査というところです。

(1) 主な介護者の勤務形態はどういうかたちかというところですが、フルタイムとパートタイムの勤務形態であると回答された方の割合が43.5パーセントということで最も多くなっています。

(2) 主な介護者の方の働き方の調整の状況ということで、介護をするにあたって働き方、時短をしているとか、フレックスをしているといったいろいろな調整をしていただいているというところです。そういった割合で労働時間、休暇、在宅勤務等の何らかの働き方を調整している方の介護者の割合が約5割と半数の方が調整をされていたというところです。

(3) 就労の継続に向けて効果的であると考えられる勤め先からの支援ということで、労働時間の柔軟な選択ということで、いわゆるフレックスタイム制といったものが多く求められていて、26.9パーセントという割合でした。

(4) 主な介護者の就労継続の可否にかかる意識ということで、今後も問題なく続けていけると、多少問題はあるけれども、何とか続けていくことが可能であるという割合、合計すると約75パーセントとなっています。一方、続けていくのは難しいといった回答の方が11.5パーセントということです。

(5) 今後の在宅生活の継続に向けて主な介護者が不安に感じる介護の状況ということで、どういったものに不安感を覚えられているかというところですが、外出の付き添いであるとか、送迎等、やはり勤務されているとなかなかそういったところが難しいと。送迎サービス等が必要であるという割合が32.8パーセントと最も多くなっております。次いで、認知症状への対応というところも3割を超えて31.1パーセントと多くなっています。これに対する要介護認定のデータということで、要介護認定調査も並行して実施していましたので、要介護認定のデータから属性等の特徴を記載しています。まず

(1) 要介護者の属性のところですが、年齢のほうは80歳代前半、80歳から84歳までが31.2パーセントということで最も多くなっています。二次判定結果ということで、要介護度、要介護1から要介護5までのそれぞれの割合を挙げています。また(3)サービスの利用状況ということで、サービス利用の組み合わせのほう、通所系のみという割合、訪問系と通所系がありますが、組み合わせ状況としては通所系だけの利用が35.5パーセントということで多くなっています。

(4) 認知症の自立度、自立度1から4までありますが、どこに属するかというところで、自立と判定された方が26.5パーセント、自立度1と判定された方が35.9パーセント、自立度2が22.5パーセント、自立度3以上が14.1パーセントという割合になっています。

また、Ⅲ今後の介護保険事業計画の策定に向けた検討ということで、それぞれ在宅生活継続についてのサービス支援といった状況考察を入れています。この辺り、少し長文になりますので、割愛させていただきますが、またご精読いただきまして今後の計画策定に向けてのご意見、ご協議の際にご活用いただければと考えています。資料説明については以上です。

委員長

今、報告いただいたものが現状の中で、現状を大きく分けると3つに分けることができるのですが、一つは高齢者がどんな状態なのかという、それがニーズ調査という資料1です。資料1は高齢者の今の状況。それに対して資料2がその高齢者を介護している人の状況ということは今報告してもらいました。その資料1、2の中で状況考察というのがありました。状況考察というのは、それぞれの項目について、事実こういう状態ですということを大体文章の最初のセンテンスはそこで切って、この事実があるからこうしたほうが望めますよとか。この事実はこういうふうに理解することができますよとか、そんなようなことを今、報告してもらいました。

これからですが、この現状に対してどういう対策をとということの意見ではなくて、今、報告があった事実について、何かご質問等あるいはご意見があればこの場でお願いしたいというふうに思います。いかがでしょうか。

委員

資料1の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査概要についてですが、

平成28年度の調査対象が「65歳以上の方で要介護1から要介護5の方を除く認定者」となっていて、平成26年度が要支援1から要介護2までの認定者500人となって、対象が変わっているわけですが、変わった理由を教えてください。介護予防ということであれば今回の要介護1から5を除いたほうがいいのだらうと思うのですが、26年と28年の2つを見ると、ひょっとしたら要介護1から要介護2の人が厳しくなっているような感じも受けます。調査対象が変わったことについて説明していただきたいと思います。

それからもう一点、在宅介護実態調査概要について、これの要介護認定データですが、二次判定結果で要支援1の人が21.5パーセントとなっていますが、これは要するにもう一回判定してもらったけど、介護度が上がらなかったということの意味しているのでしょうか。それとも支援は必要ないという人も介護保険で何か入っているのかなという印象も受けるので、その辺教えていただけますか。

事務局

まず介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の調査対象の部分に関してですが、一点訂正があります。平成28年度の調査対象の「65歳以上の方で、要介護1から5の方を除く認定者」ということで表記があるのですが、認定者という言葉在省いていただくかたちになります。この部分、ニーズ調査に関しては要介護状態になる前の方の状態を把握しようということが目的であって、この7つの策定をする主眼として介護予防ということがキーワードになっています。その部分の地域での実情というところを把握するためのアンケートということで、平成26年度の調査内容とは若干違う内容で目的が変わってきているというかたちになります。

ですから、こちらを調査対象の方、もう一度ご説明させていただくと、65歳以上の方で要介護1から5以外の方ということで、認定を持っていない方と要支援1、2の方がこの介護予防のほうに関係するというので、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の対象となっています。それに反対側、要介護1から5の方の状況に関しては、資料2のほうの在宅介護実態調査のほうで状況を把握しているというふうにご理解いただけたらと思います。

もう一点、在宅介護実態調査の二次判定結果の二次判定という部分がどういう状況なのかという点ですが、この二次判定というのは要介護状態を確定させるために、まず調査員がご本人さまの身体の状況であったり、生活の状況を直接確認していく認定調査というものを実

施します。この調査項目、それぞれ各項目設定がされているのですが、その設定項目で選ばれた項目をコンピュータに入力して、機械的に拝呈したものが一次判定結果というかたちで出てきます。あくまでこれは実状、本人さまの状態を点数化して介護の手間の時間がどれぐらいかかるかということを経算したものということになりますので、実際それが本当にご本人さんの状態であったり、生活の状況がきっちり反映されているかどうか。その点を補正するというので、介護認定審査会というところで医師の方であったり、看護師の方であったりと、専門の知識を持っておられる方に本当にこの状況でいいのかどうかを再判定していただく。この認定審査会で再度一次判定の結果が本人さまの状況に合っているのかどうかということを確認するという、これが二次判定結果という位置付けになっています。

ですから、皆さん、ご申請いただいて、介護認定の結果が出たものをあなたは要介護いくつですよ、要支援いくつですよとお伝えしているのは、この審査会で判定をしていただいた二次判定結果というものに基づいてその後の介護の給付であったり、ケアプランの作成に進んでいただくというふうなかたちになっています。以上になります。

委員

調査概要の1ページ目「調査対象で生活で要支援、要介護のうち更新申請ないし区分変更申請を行った」と書いてありますが、これは今まで全然何も要支援を受けていなくて、今回初めてこの期間、3月15日から7月31日までに介護の申請をしたという方は含まれていないので、要支援1の方で、再判定してもらったけれども変わらなかったという方は1.5パーセントということではないのでしょうか。

事務局

そういうことになります。在宅介護実態調査に関しては、要支援、要介護認定申請と区分変更申請をされた方ということになります。ですから、一度介護の認定を受けられて、そこで介護サービスを受けられているか、受けられていないか、かつその認定を受けられた生活の状況で、ご家族の方がどのように介護に関わっておられるかというところに着目した調査になっています。新規で認定を受けられた要介護1から5の方に関しては、この調査には含まれていません。現状の介護サービスとご家族の方の介護の状況の相関関係をこの調査で明らかにしていこうという意図もこの調査の中にはありますので、調査対象のほうが更新申請や区分変更申請をした方に着目をしています。

委員 「二次判定結果」と書いてありますが、結果ではないわけですね。

事務局 結果ではなくて、要介護度というかたちで捉えていただいたらよろしいかと思えます。

事務局 他にご質問等ある方ございますか。いくつか整理の必要があるところはございますが、協議事項が2点ありますので、特にご質問等なければ先に進めさせていただきたいと思えます。

では、続きまして次第の協議事項(2)高齢者保健福祉サービスの現状と課題について、説明をお願いします。

協議事項(2)高齢者保健福祉サービスの現状と課題について

それでは資料3についてご説明いたします。資料3は第6期計画の第4章、第5章に当たる部分になります。この第6期計画期間において事業を行ってきた現状と課題、現時点での今後の方向性を章立てに合わせて確認、整理をしております。長時間になるかと思えますが、各項目について担当からご説明をさせていただきます。また、説明はページ順に進めてまいりますので、担当する者が入れ代わり立ち代わりしますので、少しお聞き苦しい点もあるかもしれませんが、ご了承いただけたらと思えます。それでは第4章の1、地域包括ケアシステムの推進について、地域包括支援センターからご説明させていただきます。

資料3の1ページをご覧ください。1. 地域包括ケアシステムの推進についてです。介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるように行政が中心となって介護だけではなく、医療や生活支援、住まいを包括的にサービス提供するシステムであり、地域包括ケアシステムの構築のため、地域包括支援センターの体制強化として職員体制整備による増員、地域ケア会議の充実、生活支援体制整備事業、認知症総合支援、在宅医療、介護連携を実施しています。

今後の方策として、今後も引き続き高齢者が要介護状態等になることの予防、または要介護状態の軽減、もしくは悪化の防止に向けての施策の展開を図ります。また、地域共生社会の実現も視野に入れ、必要な人に必要なサービスが提供できるよう、体制整備や人材育成を推進してまいります。

続きまして、(1)日常生活圏域のあり方についてです。日常生

活圏域は現在、5中学校区に該当する5圏域であります。今後も引き続き5圏域といたします。

次の2ページをご覧ください。(2)地域包括支援センターの体制強化についてです。本市では地域包括支援センターを1カ所、日常生活圏域ごとに1カ所ずつ、計5カ所に在宅介護支援センターを設置しています。地域包括支援センターは高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、包括的、及び継続的な支援を行う、地域包括ケアを実現するための中心的な役割を果たすことが求められており、機能強化を図る必要があります。今後は地域包括ケアの中核機関としての役割を果たせるよう、業務量に見合った人員体制を確保するなど、また、高齢者人口に応じて適切に人口を配置し、包括的支援事業に充実する職員数の充実を目指してまいります。

続きまして(3)地域ケア会議の充実についてです。地域ケア会議は包括的、継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために保健、医療、福祉、地域の関係者と協働による個別支援の充実。地域のニーズや社会資源の把握により、地域の共通課題の共有などを行うものであります。本市におきましては、地域包括支援センターのもとに社会福祉課生きがい福祉係など、行政各部門の高齢者福祉環境の部門や在宅介護支援センター、医師会等、地域における高齢者福祉の関係機関が参集する地域ケア会議全体会を年3回、地域包括支援センターと在宅介護支援センター、高齢者福祉行政関係者等による地域ケア会議、個別ケース会議を年9回実施しています。

また、介護支援専門員等から寄せられる困難事例について、ケース検討を行う地域ケア会議、個別ケース検討介護も実施しています。個別ケースを通しての地域課題の抽出などには至っていないことが課題として挙げられます。

今後の方策としては、高齢者個人に対する支援の充実と個人を支える社会基盤の整備を図るため、掲記のような地域ケア会議をまず5つの機能が発揮されるよう、個別の課題から地域課題を抽出し、その解決が図れるよう政策形成に結びつけられるように地域ケア会議の構築を進めてまいります。

資料3の2ページ、②在宅介護支援センターについて、市内5カ所に在宅介護支援センターを設置しており、高齢者やその家族に対して在宅福祉に関するご相談を行っています。今後の方向性としては、地域包括支援センターのブランチとして重要な役割を担っていただくために、在宅介護支援センターの機能を発揮できるような体制整備に努

めてまいります。

次に資料3の3ページをご覧ください。(4)生活支援サービス体制の整備についてです。高齢者世帯、認知症高齢者数の増加に伴い、見守り、安否確認、外出支援など生活支援を必要とする世帯の増加が予想されております。元気な高齢者や民間企業など多様な主体が継続的に生活支援、介護予防のサービスを提供し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進するため、平成28年度に市町村区域、第1層に一人、平成29年度に日常生活圏域第2層に二人の生活支援コーディネーター、地域支え合い推進員を配置しています。また、平成28年度から市町村区域第1層に赤穂市介護予防生活支援体制整備協議体を設置し、社会福祉協議会や老人クラブなど地域団体等が参画し、コーディネーターの組織的な補完を担い、多様な職種の方々の立場での地域ニーズの把握とご提案、情報共有と連携強化を図っています。

今後の方策としては、地域の生活支援等のサービスへのニーズと臨機応変に対応していくため、日常生活圏域第2層においても協議体を設置してまいります。また生活支援コーディネーターのコーディネーター機能を密接に発揮できるよう、体制整備を図ってまいります。

(5)高齢者を見守る・支えるネットワーク体制の充実について、住民同士の相互扶助による高齢者の見守り活動を推進するため、在宅介護支援センターと社会福祉協議会へ委託や事業補助を行っております。

また、地域で活動されている商店街や金融機関、ライフライン事業所と見守りに関する協定を締結し、高齢者見守り体制の強化を図っております。今後としては、高齢者見守り体制への強化を図るため、民間事業者数を増やしていきたいと考えています。

資料3の(6)要配慮者支援体制への整備についてですが、本来ならば機器担当が出席してご説明させていただくところですが、介護保険係のキムラから説明いたします。

①少子高齢化社会の進展により、要配慮者への支援については、災害発生時のみならず、平常時から生活再建までの支援体制を整備することが課題と考えています。

資料3の②避難行動要支援者名簿の整備について、民生委員や自主防災組織、自治会等の協力により2度目の登録、更新を行っています。また、平成28年度に災害時避難行動要支援者対応マニュアルを作成し、災害時の支援体制への整備を進めております。今後としては、引き続き、広報等を活用し、避難行動要支援者名簿の整備に努めていき

たいと考えています。

続きまして5ページをご覧ください。③避難行動要支援者名簿の活用について、平常時からの名簿の情報を民生委員や自治会と共有し、

自助、共助、公助を基本としました地域ぐるみの支援体制の整備に取り組んでいます。今後としては、今年度避難行動要支援者名簿台帳システムの更新を行い、有事の際の名簿情報がより迅速かつ的確に取得できるよう取り組んでいきたいと考えています。

資料3の④福祉避難所の設置について、福祉避難所の設置については、平成26年に民間福祉施設と協定を締結し、現在7施設、170名の受け入れ体制を整えています。7施設については掲記の通りとなっています。

続いて6ページをご覧ください。⑤災害に対する意識の啓発についてです。要配慮者とのパイプ役となる民生委員や自主防災組織に対して、研修会や意見交換会などを開催するなどにより、引き続き防災意識の向上に努めてまいりたいと考えています。

続きまして(7)ユニバーサル社会づくりについて、ユニバーサル社会づくりの実現に向け、現在、関西福祉大学と連携し、加里屋地区の空き店舗を活用した「哲学カフェ@赤穂」を開設するなどして周知啓発に努めております。

今後の方向性としては、地域と密着してより親しまれる活動を展開すると共に市全体にユニバーサル社会づくりの周知、啓発を推進していきたいと考えております。

次に7ページをご覧ください。2. 認知症支援と便利用語が推進についてです。(1) 認知症施策の推進についてです。①認知症予防と普及啓発については、国の認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランに基づき、認知症対策を実施しております。

本市においても認知症の進行に合わせてどのような医療、介護サービスが受けられるのかを示した認知症ケアパス、赤穂市認知症支援ガイドブックを作成し、認知症相談対応時に活用し、周知に住んでおります。また、認知症サポーター、養成講座や各種講座を通じて認知症に対する理解が深まるよう、継続的に取り組みを行ってまいります。今後の方策として、引き続き、認知症に対する理解の促進や地域での見守りに対する意識が向上できるよう、周知及び啓発に努めてまいります。

次に②家族支援体制の整備についてです。これで認知症や家族等への支援として、認知症の人やその家族が認知症の相談もでき、気軽に

集え、居場所でもある。認知症カフェの立ち会いや運営の支援を行う他、認知症サポーター養成講座を実施しています。

今後の方策として引き続き認知症カフェの立ち上げ、運営支援を行うほか、認知症サポーター養成講座を開催し、サポーター数の増加を図ります。また家族支援として身近な地域で認知症の家族が集える場の開催など、介護負担の軽減も図ってまいります。

次に③の相談体制の充実についてです。医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携を図るための支援や認知症の人やその家族の相談業務を行う認知症地域支援推進員を平成 28 年度から一人配置すると共に、相談支援体制の整備のため、認知症相談センターを設置しています。

今後の方策として引き続き認知症、地域支援推進員を中心に介護等連携強化による地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。また、医療、介護、施設等職員への認知症対応力向上や認知症地域支援推進員の相談対応等ケアの質の向上に取り組んでまいります。

8 ページをご覧ください。(2) 高齢者の権利擁護の推進についてです。高齢者世帯や認知症高齢者等の増加に伴い、高齢者を標的とする消費者被害や高齢者虐待などが増加しています。虐待防止のための市民向けの啓発や認知症等による判断能力が十分でない場合、関連機関と連携して成年後見制度等の活用を支援しています。

資料 3 の 8 ページ、①成年後見制度の利用促進について、平成 28 年度に西播磨 4 市 3 町の共同で西播磨成年後見センターを開設しました。成年後見制度の普及、また専門職による相談会等を実施しています。

②市民後見人の養成について、本市では平成 29 年 4 月現在、市民後見人バンク登録者が 9 名となっています。引き続き西播磨成年後見支援センターと連携し、市民後見人の養成支援に取り組んでまいりたいと考えています。

③地域福祉権利擁護事業の活用促進についてです。社会福祉協議会で実施している福祉サービス利用援助事業の活用を支援し、高齢者の権利擁護を推進していきたいと考えています。

④高齢者虐待防止の推進について、高齢者虐待の未然防止と早期発見及び虐待事案への迅速かつ適切な対応を図るため、地域包括支援センターにおける総合相談支援業務体制の充実強化に努めて参ります。

⑤消費者被害対策の強化について、兵庫県西播磨消費生活センター等関係機関と連携し、消費者被害防止に向けた周知を図るため、情報

提供を行ってまいります。

次に9ページをご覧ください。3. 医療との連携や住まいの基盤整備についてです。(1) 医療・介護の連携についてです。これは医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者に対して、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、退院時支援や日常の療養支援など在宅医療の充実を含めた医療・介護提供体制の整備を行うものであります。

ア. 在宅医療・介護連携に関して、掲記の通りアからクに示された事業を計画的に実施しています。今後の方策としては、在宅医療と介護に関わる他職種が連携を取り、一体的に医療と介護サービスが提供されるよう、在宅医療と介護連携に係る体制の整備の検討や専門職等人材の確保等についても推進を図ってまいります。

続きまして資料3の10ページをご覧ください。(2) 住まいの整備についてです。住まいの整備については、自宅に住み続けることを希望する高齢者がいる一方で、家族への負担を軽減しようと介護サービス等を利用しながら生活することを希望する高齢者がいるため、高齢者のさまざまな状況に応じて選択できるように整備を行う必要があります。

①有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅については、市内高齢者の希望の割合が9割を超えているため、当面の必要性は少ないもののこれらの整備については適宜対応していくものとしています。

②住宅改修については、持ち家率の割合が高いため、自宅で安心して日常生活を送る環境を整えるニーズが高いと思われるため、介護保険の住宅改修と併せて、兵庫県の人生80年いきいき住宅助成事業を活用した要介護者等の住宅のバリアフリー化を引き続き推進していくこととしています。

③介護保険外入所施設・養護老人ホームについて、市内に1施設が設置されており、平成29年4月現在で市内外の施設に9名の方が入所されています。うち8名が市内の施設に入所されています。引き続き、さまざまな福祉サービスや他の施設サービス等とも調整を図りながら入所を必要とする人のニーズを的確に把握させていただき、適正な養護老人ホームの活用を図ってまいりたいとかがえています。

④介護保険外入所施設。軽費老人ホーム（ケアハウス）について、本市においては持ち家率が高いこともあり、利用ニーズは低くなっていると考えていますが、多様化する住居ニーズに対応するために施設の概要や提供サービスの種類、内容、利用方法とうについて周知を図ってまいりたいと考えています。

続いて第5章にあたる1. 介護予防と生活支援の充実、(1) 健康づくりの推進について保健センターのほうから説明させていただきます。

①特定健康診査についてです。特定健診審査は40歳から74歳までの赤穂市国民健康保険に加入している方を対象に内臓脂肪型症候群、メタボリックシンドロームの要因となっている生活習慣を改善し、高血圧や高脂血症、糖尿病などの有病者予備群を減少させることを目的として実施しています。

今後の方向性については、生活習慣病健診では、特定健康診査のみならず、がん検診も受診できる機会を増やし、対象者の方が受診しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えています。特定健診の受診状況については、表記の通りとなっています。

続きましてイ、がん検診についてです。胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん健診については、集団検診と同時にがん健診を実施しており、受診しやすい環境づくりを行っています。子宮がん、乳がん検診については市内医療機関において健診を実施しております。特定の年齢層の方に無料クーポン券の配布を行い、受診率の向上に努めていますが、今後もより一層受診しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えています。がん検診の受診状況については、2ページをご覧ください。

続きまして、ウ、健康教育について、です。40歳以上の方を対象に運動、栄養等の内容を取り入れた健康教育を各地区公民館等で実施していますが、今後の方向性としては市民の方一人一人が主体的な健康づくり活動を行えるような支援をしてまいりたいと考えています。健康教育の開催回数、及び参加人数については3ページをご覧ください。

続きまして、エ、健康相談についてです。保健センター、保健師、管理栄養士、及び健康相談員により健康相談を実施しています。健康相談員は地区担当制で各地区公民館における健康相談、地区集会所における健康教室で健康相談を実施していますが、随時市民の方の健康相談にも対応しています。

今後の方向性としては、市民の皆さまのさまざまな健康相談に対応していけるよう、相談体制の充実を図ってまいります。健康相談の開催回数及び参加人数については、表記の通りとなっています。

続きまして4ページをご覧ください。まずア、認知症予防事業対象者把握事業についてです。この事業について、平成18年度より訪問活動等を通して65歳以上の方を対象に基本チェックリストを実施し、

要介護状態になる可能性の高い高齢者の方は二次予防事業対象者として把握するもので、実績等については掲記の通りです。

平成27年度は二次予防事業対象者の出現率が高くなる75歳以上の高齢者にターゲットを絞って基本チェックリストのアンケート調査を実施しています。

郵送の場合、二次予防事業対象者と把握されても事業参加率等低いため、対象者把握の方法を見直し、平成27年度でこの事業等を終了させていただき、各種相談や訪問活動を通じて必要者に基本チェックリストを実施する方法へと変更しました。

次にイ、介護予防推進事業 コツ骨筋力向上トレーニング教室についてです。この教室は運動機能の低下がみられる方を対象に週1回6カ月間の教室を実施するものですが、実施については掲記の通りです。平成29年度から総合事業の開始に伴い、この教室を終了し、今後は一般介護予防事業として、いきいき百歳体操を全市に広げ、地域に根ざした住民主体の介護予防活動の育成・支援に取り組んでいきたいと考えています。

次にウ、介護予防訪問事業についてです。通所による事業参加が困難な二次予防事業対象者に対し、おおむね3～6カ月間の訪問指導を実施するものですが、実績については掲記の通りです。平成29年度からの総合事業の開始に伴い、介護予防訪問事業を終了し、今後は一般介護予防事業の中で総合的な取組みとして訪問等により介護予防活動につなげていきたいと考えています。

5ページをご覧ください。②介護予防事業（一次予防事業）の推進です。ア 生きがいデイサービス（貯筋体操）についてです。老人福祉センター万寿園の生きがいデイサービス利用者に対して2週間に1回、作業療法士による健康体操等を行っています。また、2カ月に1回、ミュージックセラピストによる音楽療法を実施しています。今後の方向性としては、引き続き実施していきたいと考えています。

現状と課題の訂正をお願いしたいと思います。2行目の「作業療士」となっているのを「作業療法士」に変更をお願いします。また、延参加数の実績で平成28年度を1,060人に訂正願います。以上です。

続きまして、イ、いきいき百歳体操推進事業についてです。この事業は赤穂ピンしゃん体操運動事業から平成27年度に移行された事業です。現状と課題については掲記の通りです。今後の方向性としては、全市にいきいき百歳体操を広げるため、未実施の地区については活動

が開始されるよう各種講座等を活用し、普及啓発を図ると共に既存の活動団体等には活動の支援を継続してまいります。

6 ページをご覧ください。(イ) 楽しく健康教室についてです。従来、介護予防を中心とした内容で教室を実施してまいりましたが、今年度より生活習慣病予防対策として教室を実施しています、

(ウ) いきいき百歳体操リーダー養成事業です。この事業も赤穂ピンしゃん先生養成事業から移行した事業です。地域に根ざした自主的な活動にするために体操の代表者等を対象にして実技や運営、自主活動、運営方法のリーダー講座を実施しているのですが、今後も引き続き介護予防リーダーの要請支援を行ってまいります。

ウ 転倒骨折予防教室について、市から各地区の在宅介護支援センターに委託し、地域ごとに2回介護予防についての研修を行っています。引き続き実施していきたいと考えています。

エ 認知症予防教室について、転倒骨折予防教室と同様、在宅介護支援センターにより認知症予防についての研修を開催しています。引き続き開催していく予定です。

7 ページをご覧ください。オ 情報提供事業について、市民向けの分かりやすい高齢者の在宅サービスの広報リーフレットを作成しており、引き続き、分かりやすく、きめ細かい情報提供に努めていきたいと考えています。

介護支援のボランティアポイント制度事業について、高齢者自身の社会参加活動を推進し、健康増進と介護予防を目的とした事業となっています。ボランティアの登録人数はほぼ横ばいに推移をしております。今後も高齢者と地域や人とのつながりを深め、いきいきとした地域社会づくりのため、事業を継続してまいりたいと考えています。

8 ページをご覧ください。③包括的支援事業、ア、介護予防、ケアマネジメント事業についてです。高齢者の方が要介護状態になることを予防し、または状態が悪化しないようにするため、介護予防のための事業やケアプランを作成しています。実績について掲記の通りです。平成29年度からの総合事業開始に伴い、介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの2つに分けて介護予防ケアマネジメントを実施しています。今後も高齢者数の増加に伴い、対象者数の増加が見込まれますので、より適切なサービス等の利用に向け、支援を実施していきたいと考えています。

次にイ 総合相談支援権利擁護事業についてです。総合相談では、介護、健康、福祉、虐待などさまざまな相談に対応しています。近年、

複合的な課題を有する困難事例が多くなっており、成年後見制度の紹介など、高齢者の権利擁護に関する相談も行っています。

今後も高齢者数の増加に伴い、相談件数の増加が見込まれますので、相談対応等の支援の充実に努めていきたいと思っています。

次に9ページをご覧ください。ウ、包括的継続的ケアマネジメント支援事業です。介護支援専門員等の相談対応や情報提供、及び医療機関など関係機関との連携づくりを実施しており、今後についてもその強化を図っていききたいと考えています。

④任意事業に移ります。ア、介護給付費等費用適正化事業についてですが、不正な給付の削減や適切な介護サービスを確保し、介護給付費や介護保険料の増大を抑制すると共に持続可能な介護保険制度の構築を図ることを目的としています。

地域密着型サービスの拡大により、市の監督権限が拡大していることから、これまで以上に効率的、効果的な事業推進を行い、今後も介護給付適性化計画に基づき、介護給付費の適性化を図ってまいることとしています。

イ、家族介護教室について、在宅介護支援センターにより、家族の方の悩みや負担を減らすための研修を開催しています。今後も介護についての正しい知識や理解を指導、助言し、家族への介護支援を推進していききたいと考えています。

10ページをご覧ください。ウ、寝たきり老人紙おむつ給付事業です。寝たきり状態にある高齢者のおむつを1日4組を限度として支給しています。今後も低所得者に対する介護の経済的負担を軽減するために実施してまいります。

介護家族慰労金支給事業についてです、認知症や寝たきりの高齢者を居宅で常時介護しており、過去1年間介護保険サービスを利用していない介護者に対して介護慰労金を支給しています。対象の介護者に対しては必要な介護保険サービスの利用を促すと共に、今後も慰労金の支給を実施してまいりたいと考えています。

徘徊高齢者家族支援サービスについては、徘徊の見られる認知症高齢者の事故防止のためにGPS端末を認知症高齢者に貸与させていただきまして、行方不明になった場合、GPSを使って居場所を確認するサービスを行っています。今後も認知症高齢者の増加も予測されることから引き続き事業を実施してまいりたいと考えています。

11ページをご覧ください。カ、認知症サポーター養成講座事業についてです。認知症に対する正しい知識を市民の方々に理解していた

だくための講座を実施しています。今後も関係機関との連携の下、サポーターへのフォローアップに努め、活動の場が増加するような対策が必要と考えています。さらに認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバンメイトの養成にも取り組みたいと考えています。

キ、あんしん見守りキーホルダー登録事業についてです。この事業は外出時の事故、認知症高齢者の徘徊など、緊急事態に対応するため、個人を識別する番号と連絡先を記したキーホルダーとシールを65歳以上の希望者に配布するものです。今後、認知症高齢者を含む要介護高齢者の増加も予測されますので、関係機関との連携のもと、この事業を推進してまいります。

12ページをご覧ください。ク、成年後見制度利用支援事業について、後見等開始の申し立てをする親族がない場合などに成年後見制度の利用が必要となられる人の財産管理や介護サービス契約等について制度を利用できるよう支援してまいりたいと考えています。

また、西播磨成年後見支援センターと連携を図りながら対象者の支援、また市民後見人の養成・活用を図ってまいりたいと考えています。

ケ、住宅改修支援事業です。住宅改修を行うにはケアマネジャー作成の住宅改修理由書の作成が必要ですが、居宅介護支援が行われていない方について、理由書を作成した場合、ケアマネジャーに理由書作成費用を支給しています。今後、高齢者の増加に伴い、住宅改修のニーズは高まっていくことが予想されていますので、今後も継続して実施してまいりたいと考えています。

コ、自立支援配色サービス事業について、身体状態等により調理が困難な高齢者を対象に平日の夕食を配達し、バランスの取れた食事提供による健康保持と併せて高齢者の安否確認を行っています。引き続き事業実施し、対象者の確実な把握と面接等による適切な調査を行い、高齢者の自立を支援していきたいと考えています。

サ、介護相談員派遣事業について、介護相談員は利用者と事業者の橋渡し役として介護保険事業所や介護保険施設を訪問し、利用者のサービスに対する不満や要望等を聞き取り、事業所に対してお伝えすることで介護サービスの質的向上を目指す事業となっています。今後も施設等への派遣を行うと共に介護相談員同士の連絡会や研修の機関を設け、情報交換や相談能力の向上に取り組んでまいりたいと考えています。

シ、緊急通報システム（安心見守りコール）事業について、看護師等が24時間待機する受診センターにワンタッチでつながる通報機を

自宅に設置し、高齢者の安全と安心を確保する事業を行っております。今後も事業を引き続き行い、高齢者の安心した在宅生活の支援を図ってまいりたいと考えています。

14ページをご覧ください。⑤新しい介護予防事業の推進についてです。この事業は平成29年度から要支援者等に対して必要な支援を行う、介護予防、生活支援サービス事業及び一般介護予防事業を行うもので、介護予防生活支援サービス事業のうち、訪問介護については現行相当、また通所介護については現行相当及び通所型サービスへ、緩和した基準によるサービスを介護予防ケアマネジメントにより実施しています。

一般介護予防事業は介護予防普及啓発事業としてセルフマネジメントを推進するため、介護予防手帳の作成、配布、また住民主体の介護予防活動の育成支援を目的とするいきいき百歳体操を実施しています。

総合事業については、多様な生活支援のニーズに対応するため、受け皿としての対応のサービスが必要となると思いますので、サービスの内容について、今後検討、実施してまいりたいと考えています。また、地域においては、住民主体の介護予防活動を支援するため、いきいき百歳体操の普及、啓発支援を継続します。

(3)生活支援サービスの充実、①社会福祉協議会との連携強化については、社会福祉協議会は本市の施策、事業の展開にあたりさまざまな場面で協力、連携を図りながら事業を展開していただいています。今後とも社会福祉協議会の活動に対する支援を行うとともに社会福祉協議会との連携を強化し、福祉の意識づくりや福祉の担い手の育成を共に推進していきたいと考えています。

次に15ページをご覧ください。②社会資源の活用についてです。市町村区域（第1層）および日常生活圏域（第2層）生活支援コーディネーターの活動により、地域における社会資源の把握や課題抽出を行っており、地域のニーズと資源状況の見える化を通して把握された地域課題の解決に向けて、地域団体と多様な社会主体のネットワークづくり、情報共有を行い、不足しているサービスの創出について検討してまいります。

続いて、ア、まちづくり団体（自治組織）との連携についてです。まちづくり団体等は生活支援・介護予防サービス体制整備協議体の構成委員であり、生活支援等サービスについて、生活支援の担い手の養成やサービスの開発の検討など、連携して取り組んでいきたいと考えています。

イ、民生委員・児童委員との連携について、民生委員・児童委員は月1回定例民生委員・児童委員協議会などで研修を行い、担当地区において相談支援を行っていただいています。今後の方向性としては、地域福祉活動に関する情報提供や研修を通じて民生委員・児童委員の質の向上、及び活動支援に努めてまいりたいと考えています。

ウ、老人クラブとの連携については、老人クラブは身近な仲間同士の友愛活動や世代を越えたふれあい活動を展開し、地域にとって必要不可欠な存在として役割を担っていただいています。今後とも老人クラブの情報はじめ、参加の意義等について周知・啓発に取り組むとともに、老人クラブへの活動支援を図っていききたいと考えています。

16ページをご覧ください。エ、関西福祉大学との連携について、ユニバーサル社会づくり推進事業など、関西福祉大学の教員や学生との参画・協力を得ながら、積極的に事業を展開しています。今後も密接な連携・協力体制を推進していききたいと考えています。

オ、地域ボランティアとの連携についてです。地域包括ケアシステムの構築と総合事業の充実を図る上で、市民・団体・事業者・行政など多様な主体による助け合い・支え合いの仕組みが重要です。生活支援サービスの充実と介護予防の担い手ともなるボランティアは介護保険などの公的なサービスのいわゆる隙間を埋める役割を果たすものと考えられており、生活支援コーディネーターを中心にボランティアの発掘、育成、組織化とボランティア意識の醸成に努めております。

③老人日常生活用具給付等事業については、防災等の配慮が必要な高齢者に対して電磁調理器等の給付を行うほか、一人暮らしの低所得者への電話の貸与を行う事業となっています。今後も高齢者の生活環境の向上のために継続して実施していききたいと考えています。

続いて17ページをご覧ください。④高齢者住宅改造助成事業についてです。高齢者が住み慣れた住宅で安心して健やかな生活を送れるよう、住宅を改造する場合にその改造費用の一部を助成しています。介護保険の住宅改修と併せて高齢者の増加に伴い、ニーズが高まっていくものと考えられていますので、今後も制度の周知、利用啓発を行うと共に住まいの整備を通じて在宅での生活支援に努めてまいりたいと考えています。

⑤寝たきり老人等寝具貸与事業については、ねたきりの高齢者に寝具を貸与し、また2週間に1回シーツ交換を行っています。今後も事業を継続し、高齢者の快適な生活の確保に努めていききたいと考えています。

続きまして、18ページをご覧ください。⑥在宅老人介護者支援事業について、介護者によって組織されている介護者の会で補助金を交付することにより、活動の支援を行っております。今後も介護者の精神的、身体的負担の軽減を図るため、実施していきたいと考えています。

⑦生きがいデイサービス事業については、老人福祉センター万寿園において、介護認定を受けておられない高齢者を対象に孤立感の解消や健康増進や生活機能の維持向上を図るために週1回、健康チェックやレクリエーション、また入浴サービス等を行っております。今後も引き続き、対象者の把握に努めると共に利用促進に取り組んでまいりたいと考えています。

⑧ホームヘルプサービス事業については、介護保険の対象とならない高齢者で、日常生活に支障がある方を対象として週2回を限度としてヘルパー派遣を行い、家事援助により生活の安定を図っております。今後も引き続き事業を実施することにより、要介護状態への移行への未然防止に努めると共に、生活環境の向上等豊かな高齢期の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

続きまして19ページをご覧ください。⑨ひとり暮らし老人等火災報知器購入助成事業については、ひとり暮らし老人及び高齢者世帯を対象に火災報知器の購入助成を行っております。今後も事業を実施し、住宅火災による被害の未然防止に努めてまいりたいと考えています。

続きまして20ページをご覧ください。2. 生きがいつくりや社会参加の促進。(1) 老人クラブ活動への支援。老人クラブでは、健康・友愛・奉仕の3原則を軸として、同じ高齢者への友愛訪問や地域の清掃活動、あるいは子どもたちへの伝承活動、スポーツ等による健康増進活動や仲間作り等、さまざまな社会的活動を行っていただいております。今後は若手会員などの新規会員が気軽に加入できる魅力ある老人クラブになるよう、支援の充実を図り、活動の促進に取り組みたいと考えています。

続きまして(2) 敬老支援。①敬老長寿ふれあい事業については、70歳以上のひとり暮らし高齢者を対象とした春の花見の会、75歳以上を対象とした9月の敬老会を地域ごとに開催していただいております。高齢者の敬愛、感謝の気持ちを育むと共に地域の関係性や絆を深めていただいております。今後、対象者の増加が見込まれるため、各地区の意見も取り入れながら参加しやすい事業を検討していきたいと考えています。

続きまして21ページをご覧ください。②敬老祝い金については、毎年9月15日敬老の日を時点とし、米寿、白寿の方々にそれぞれ祝い金を支給しています。また、最高齢者男女と最高齢夫婦にも祝い金を交付しています。今後も長寿を祝福する事業として継続していきたいと考えています。

(3) 老人福祉センターの利用については、老人福祉の向上を図る施設として本市には福祉会館内にある千寿園と御崎にある万寿園の2施設があります。老人福祉センターの老朽化に伴い、改修整備更新を計画的に実施し、安全で快適な施設利用を提供できるよう努めていきたいと考えています。

まず①老人講座開設事業(千寿園)については福祉会館内で12講座を開講し、高齢者の生きがいつくりや相互交流の促進を図っています。引き続き実施していきたいと考えています。

続きまして22ページをご覧ください。②万寿園利用促進助成について、万寿園を利用される老人クラブへの交通費の女性のほか、赤穂温泉の温泉水を利用しました入浴サービスを実施し、施設の利用促進と高齢者の相互交流の場を提供を行っています。引き続き老人クラブの活動拠点として交通費の助成を実施していきたいと考えています。

(4) 高齢者大学への参加、(5) 生涯スポーツの推進、及び

(6) シルバー人材センターの充実に関しては、それぞれ教育委員会と産業観光課のほうが所管となっております。本日、担当者の出席はございませんので、説明を割愛させていただきまして高齢者施策と密接に関わるものとして掲記させていただいていることをご理解いただきましてお目通しをお願いします。以上で資料3の説明を終わらせていただきます。長時間ご傾聴ありがとうございます。

委員長

今のご説明が赤穂市の高齢者保健福祉サービスの現状と課題ということですが、これについて何かご質問、ご意見があればお願いします。

委員

成年後見制度はすごく難しい問題だと思いますが、今後の方向性として、西播磨成年後見支援センターと連携を図りながらと書いてありますが、成年後見制度は道半ばで確立していないと認識していますが、西播磨成年後見支援センターというのは确实といいですか、大丈夫なものでしょうか。

事務局 先ほど説明いたしましたように、西播磨4市3町の協働で設置しています。現在、たつの社会福祉協議会に委託し、専門職の弁護士の先生、司法書士の先生、社会福祉士の先生等にも相談に乗っていただけるような体制を取っています。最近、赤穂市のほうでも巡回相談を実施し、より広く周知していきたいと考えています。

委員長 他にご質問等ありますか。
今日は現状の課題を明らかにするのが目的の一つであると思われます。資料3の3ページに生活支援サービスとありますが、資料1で明らかになったように、うつや孤食のリスクが4割であるという結果は、現在、地域支援事業でどのようなサービスが実施されている中での回答となりますか。教えていただければありがたいと思います。

どのような事業があるかということをお答えすればいいでしょうか。

そうですね。どういった事業がある中で、今、うつや孤食の割合が4割という結果が出ているのかということをお教えていただければと思います。

事務局 どのような事業があって、この結果が出ているかというのは分かりかねます。逆に、このようなアンケート結果を踏まえて地域の方がこういう状況なのだということをコーディネーターが把握して、この方たちがどのようなことを希望されているというか、どのようなものがあればいいかというところを把握して事業に結びつけるというふうにしていきたいとは考えています。

委員 分かりました。今日聞かせていただいて、今後のサービス計画にとって重要な調査結果だなという印象を持ちました。

委員長 他にご質問等ありますか。

委員 今、厚生労働省で「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を立ち上げています。福祉の研修や大会では、「我が事・丸ごと」がこれからの福祉を考えていく上で決定的な合言葉のようになってきました。その「我が事・丸ごと」という言葉が計画の中になかったことに違和感を覚えました。去年の地域福祉計画の中にもなかったもので、そういう計画の統一性ということから入れていないということでしたら分かる

のですが、私なりに考えたのが、資料3の3ページ、今後の方向性のところで体制の整備を図っていくとともに「我が事・丸ごと」の地域づくり、包括的な支援体制の整備に努めますという表現にされてはどうかということを一点思いました。

もう一点ありますが、これも表現だけのことです。資料3の8ページ、成年後見制度の利用促進のところで、どのページを読んでも今後の方向性のところは「取り組んでいきます」「推進していきます」「強化に努めます」等々、今後の方向性を書いています、成年後見の利用促進だけは「実施しています」という表現になっていましたので、ここを例えば、「成年後見支援センターを開設しました。引き続き、利用促進、相談等を実施していきます」という表現にされたほうが計画としてはきれいなのではないかと思います。

委員長

事実確認だけではなく、他のところもそういう言葉になっているので、ということのご指摘かと思えます。

委員

資料3の5ページ、いきいき百歳体操推進事業についてですが、今後も普及啓発を図っていくことになっていますが、実は現状と課題のところで、市内9地区とありますが、9地区となると、公民館まで出て行かなければならなくなります。昔の小さい集会所でやりたいという高齢者が多いのです。市内25団体が実施しているということですが、何か支援体制があるのでしょうか。というのは、テレビで映像を映してやるようなので、DVDがありますかという質問も受けたのですが、そういったものはありません。ありませんと答えたらそれでおしまいです。その辺について支援があるのかどうか。それともその団体にいきいき体操をしようと思ったら、それだけのものを自分たちでお金を出して用意をしなければいけないのかお聞きしたいと思います。

委員長

今後の方向性の一つとしてということのご意見になります。

事務局

いきいき百歳体操は委員がおっしゃったように集会所単位でするということを目的としています。9地区というのは、各地区に広く進めていきたいということで、無い地区があるというところで表現させていただいています。実際は小さな単位の集会所であることを目的としています。歩いて行けるところに高齢者が出向いて、そこで集って、体操をするということです。条件としては、いすに座ってできる、DVDを見ながらできるという条件があります。古い集会所におかれま

しては、いすがないとか、テレビ、DVDがないといった声も聞いています。なかったらできないのかと言われるとそれまでになってしまうところではありますが、やはり進めていくというところで、こちらとしても何かできないのかなということは今後、検討して、より広く各地区で広がるように進めていきたいと考えています。今のところは特にございませんというのが回答になります。

委員長

これは計画策定の委員会ということですので、またそういうご意見を新しい計画の検討材料の一つにさせていただければと思います。それでは皆さん、いろいろとご意見ありがとうございます。時間も限られておりますので、次の(3)第7期計画骨子案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

協議事項(3)第7期計画(骨子案)について

資料4の第7期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(骨子案)をご覧ください。表紙をめくっていただきますと、計画書の構成案を掲載しております。章立ては第1章から第7章までを予定しています。まず第1章、計画の策定にあたって、については、第7期計画策定の背景や趣旨等についての説明となります。続いて第2章赤穂市の高齢者等の現状と将来の見込みでは、統計データによる図表とその開設やアンケート調査結果等を掲載する予定となっています。この中で4.平成37年、2025年の社会像において高齢者人口の将来推計や要介護、要支援認定者数の将来推計等についての図表をお示しすると共に高齢者の単独世帯や夫婦のみ世帯の増加についてふれ、社会環境の変化による潮流について記述していく予定です。

その下、5.高齢者層の社会参加では健康づくりや介護予防にもつながる高齢者の社会活動参加等の実態や必要性について述べて行く予定となっています。

続いて第3章、計画の理念の構成についてです。このたび重要な視点であります2025年(平成37年)を見据え、赤穂市の高齢者を取り巻く姿という項目を立てる予定でございます。今後、国から示される基本指針等についてもこの辺りに記述することを考えております。ですから、この部分に先ほど委員がおっしゃられた「我が事・丸ごと」の部分の記載が載ってくると想像できると考えていただけたらと思っています。

続いての項目は2、3、4として基本理念、基本目標、施策の体系となっています。

続いて第4章、地域全体で支え合う、心ふれあうまちづくりについて、このタイトルについては、第6期から踏襲することを予定しております。おおむね第6期と同様の細目で最新の動向も取り入れつつ推進していく内容や今後の方向性を明示していくことを予定しています。

続く4番目の項目、介護に取り組む家族等への支援の充実については、第7期で新たに設定することとなる項目となります。介護離職ゼロに関する動向をはじめとした家族介護者に対する支援策等について独立して掲載する予定としています。

続いて第5章健康で生きがいをもって健やかに暮らせるまちづくり、についてですが、こちらも現行の第6期計画の内容と同様に高齢者の保健福祉サービスや事業等の進捗について述べ、今後の方向性などを記載していく予定となっています。

第7期では3番目の項目として、健康づくり、雇用対策の推進を設定しております。昨今、介護予防や元気な高齢者に関する施策の推進員や高齢者の生涯現役などがクローズアップされていることから、新たに設けたしだいです。

続きまして隣のページに移ります。第6章安心して介護福祉サービスが受けられるまちづくりについてです。この部分に関しては、介護保険事業計画に相当する部分となっています。新たに3.事業者への指導・助言・人材の確保及び資質の向上と4.介護情報サービス、制度等の周知、相談体制の充実を設けています。これらは第6期計画で細目の中に記載しております介護サービスの質の確保・向上にふれた内容を含めて、より強化して推進していく必要がある重要な項目であるという考え方で掲載をしています。

次に章立ての最後になりますが、第7章計画の推進にあたって、についてですが、こちらは第7期で新たに設定する章立てとなっています。1.関係機関との連携・推進、2.推進体制の整備、3.計画の周知、これらの項目で行政をはじめ全ての関係者が市民のための本計画を推進していくことを改めて記載するものとして位置付けたいと考えています。

以上が第7期計画の全体構成を章立てで案と共にご説明をさせていただきました。これらの章立ての案が若干の修正の要、不要といった検討を経て、のちに素案としてご披露させていただく予定となっていますので、ご確認をお願いできたらと考えています。以上です。

委員長

今説明いただきましたのは資料の一番最後にあるものですが、第6期をふまえて、第7期の骨子案ということで説明をいただいたものになります。枠組みのもので、最初に私が言ったように第2章が現状、第3章がこういう現状をふまえて、こういう理念の下、こういう目標を立てますと。その目標を達成するために4、5、6が、ちょっとこのカテゴリー、この区分に関してはちょっと私、どういう区分なんだろうと分からないところがありますが、4、5、6というふうな内容に分けて、こういうことをやっていきますと。こういうような枠組みになっているので、特にこれ自体に対しての意見ということはありませんかと思いますが、何かご質問やご意見があればお願いします。

特にないようでしたら、本日の協議事項全体を通して何かご質問、ご意見があればお願いします。ないようですので、5. その他について事務局から説明をお願いします。

5. その他

事務局

今度のスケジュールについて簡単にご説明をさせていただきます。今日、第4章、第5章の現状の確認をさせていただきました。貴重なご意見をいただきましたので、その意見をどのように計画に反映させていくかということを内部で検討してまいります。次回ですが、だいたい10月中旬から下旬にかけて開催を予定しています。その段で、この計画の素案というかたちでお示しをさせていただく。それと同時に、介護保険本体のサービス量の見込みと事業量の見込み等もご披露させていただくという予定になっています。その中で保険料の設定の部分であったり、新しく介護サービスを作っていく必要があるかどうか等の判断等々も考え方をご披露させていただくこととなると思いますので、次回開催の会議への出席もよろしくをお願いします。

委員長

ただいまの説明についてご意見、ご質問はございますでしょうか。ないようでしたら閉会したいと思います。事務局、よろしくをお願いします。

6. 閉会

事務局

長時間にわたりご協議いただき、まことにありがとうございます。時間がない中で、事務局からの説明ばかりになって、皆さんの意見が聞けなかったということを実際に心残りに思っています。また、素案策定までには少し時間がありますので、何か意見等ございましたら事務局までご連絡いただけたらと思います。

本日いただきました貴重なご意見等については国や県の指針、また赤穂市総合計画、赤穂市地域福祉計画などの計画と整合性を図りながら素案の作成に向けて検討してまいりたいと考えていますので、よろしくをお願いします。これもちまして本日の会議を終わります。ご苦勞さまでした。

(終了)